

媛教互第 105 号
令和 7 年 3 月 24 日

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 目見田 貴彦
(公印省略)

給付事業「育児休業支援金」の創設について

このことについて、令和 7 年 4 月 1 日から給付事業に「育児休業支援金」を創設いたしますので、会員の皆様に御周知の程よろしく申し上げます。

記

○給付対象

令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した子にかかる育児休業を連続 5 日以上取得した会員
(一子につき 1 回限り)

- (1) 育児休業の期間が 1 か月を超える場合、又は複数回休業した同期間の休業日数(土曜日及び日曜日を除く)の合計が 22 日を超える場合：2 万円
- (2) (1) 以外の場合：1 万円

○提出書類

- ・ 育児休業支援金請求書
- ・ 育児休業の事実を証する書類(辞令書等)

○注意事項

- ・ 請求書は給付対象となる日数を経過した後に、所属長の承認を得て御提出ください。

※請求書様式及び事業内容の詳細は、後日互助会ホームページに掲載いたします。